

第2表 無床診療所チェックリスト

このチェックリストは、医療法及び医療法関連法令等で規定されている内容で構成しており、貴診療所の医療の安全管理状況を定期的に確認いただくとともに、医療監視(医療安全点検)の際の参考とするために作成したものです。それぞれの項目について、該当する場合には、□にチェックし、()内は具体的内容を記入してください。

診療所名:

記載日: 年 月 日

記入者氏名:

1. 医療法の手続き	
(1) 医療法届出事項・許可事項の変更 <input type="checkbox"/> 開設届及び届出事項(医療機関名、開設者・管理者の住所・氏名、診療科目、医療従事者、建物の構造及び平面図等)に変更があったとき、その届出をしている。 <input type="checkbox"/> 法人等の場合、開設許可事項(敷地の平面図、建物の平面図等)に変更があったときは許可を受けている。	医療法第27条 医療法施行令第4条、第4条の2
(2) 診療用放射線装置の届出(対象:診療用放射線装置のある診療所) <input type="checkbox"/> 診療用放射線装置の設置、変更、廃止の届出をしている。	医療法施行規則第24条～29条
(3) 専属薬剤師の雇用等(常勤医師が3人以上の場合) <input type="checkbox"/> 専属薬剤師を雇用、又は専属薬剤師免除許可申請の手続きをしている。	医療法第18条

2. 医療従事者の確認	
<p>以下の資格は免許証原本で確認している。</p> <input type="checkbox"/> 医師 <input type="checkbox"/> 歯科医師 <input type="checkbox"/> 薬剤師 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 准看護師 <input type="checkbox"/> (管理)栄養士 <input type="checkbox"/> 診療放射線技師 <input type="checkbox"/> 臨床検査技師 <input type="checkbox"/> 理学療法士 <input type="checkbox"/> 作業療法士 <input type="checkbox"/> 言語聴覚士 <input type="checkbox"/> 歯科衛生士 <input type="checkbox"/> 歯科技工士 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 籍訂正等の際は、免許証の書換えを確認している。 以下のような、医療従事者の無資格行為をしていない。 <input type="checkbox"/> 医師、歯科医師、診療放射線技師以外の者によるエックス線の照射 <input type="checkbox"/> 薬剤師以外の者による調剤(医師又は歯科医師が自ら調剤する場合は除く) <input type="checkbox"/> 歯科衛生士による歯科医療行為(歯を削る等) <input type="checkbox"/> 無資格者による検眼やコンタクトレンズの装着指導の医療行為 など	<p>医師法第2条、保助看法第7条等</p> <p>診療放射線技師法第24条 薬剤師法第19条 歯科医師法第17条 医師法第17条</p>

3. 職員の健康管理	
<input type="checkbox"/> 採用時の健康診断を行っている。 <input type="checkbox"/> 定期的な健康診断を行う等、健康管理体制は適切である。 (定期健康診断実施時期: 年 月) (本年度対象職員数: 人、受診済職員数: 人) <input type="checkbox"/> 検査項目は適切である。 <input type="checkbox"/> 健康診断の記録を保管している。 <input type="checkbox"/> 放射線関係職員に6ヶ月ごとに特別健診を行っている。 (前年、当年の実効線量が5mSy以下で医師が必要と認めない時は検査項目の省略可能)	<p>安衛規第43号 安衛規第44号</p> <p>安衛規第44号 安衛規第51号 安衛規第45号、電離則第56条</p>

4. 医療の情報の提供(医療機能情報)	
<input type="checkbox"/> 年1回以上、医療機能情報を知事に報告している。 <input type="checkbox"/> 基本情報に変更があった場合、速やかに報告している。 <input type="checkbox"/> 医療機能情報の内容を診療所で閲覧やインターネット等で公表している。	<p>医療法第6条の3第1項、施行規則第1条の2 医療法第6条の3第2項 医療法第6条の3第1項・第3項、施行規則第1条の3</p>

<p>5. 医療の安全管理のための体制確保</p>							
<p>(1) 医療に係る安全管理のための指針の整備</p> <p>以下の内容を盛り込んだ、文書化した「医療に係る安全管理のための指針」を整備している。</p> <p>(指針の内容)</p> <p><input type="checkbox"/> 診療所における安全管理に関する基本的な考え方</p> <p><input type="checkbox"/> 従業者に対する安全管理のための研修に関する基本方針</p> <p><input type="checkbox"/> 事故報告等の医療に係る安全確保を目的とした改善方策に関する基本方針</p> <p><input type="checkbox"/> 医療事故等発生時の対応に関する基本方針</p> <p><input type="checkbox"/> 医療従事者と患者との間の情報の共有に関する基本方針</p> <p><input type="checkbox"/> 患者からの相談への対応に関する基本指針</p> <p><input type="checkbox"/> その他医療安全の推進に必要な基本方針</p> <p><input type="checkbox"/> 医療に係る安全管理のための指針は、従業員に対して周知徹底を図っている。</p>	<p>医療法施行規則1の11第1項第1号</p> <p>H19.3.30医政発第0330010号</p>						
<p>(2) 医療に係る安全管理のための研修実施</p> <p><input type="checkbox"/> 研修を年2回程度実施、又は、外部研修を年2回程度受講している。</p> <p><input type="checkbox"/> 研修の実施内容(開催又は受講日時、出席者、研修内容)を記録している。</p> <p><input type="checkbox"/> 直近2回の研修実施・受講日及び内容など</p> <table border="1" data-bbox="189 869 1225 1014"> <thead> <tr> <th>研修実施日</th> <th>研修内容(参加人数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 月 日</td> <td>(名)</td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td>(名)</td> </tr> </tbody> </table>	研修実施日	研修内容(参加人数)	年 月 日	(名)	年 月 日	(名)	
研修実施日	研修内容(参加人数)						
年 月 日	(名)						
年 月 日	(名)						
<p>(3) 事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策</p> <p>事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のために以下の体制となっている。</p> <p><input type="checkbox"/> 発生した事故等は管理者へ報告</p> <p><input type="checkbox"/> 重大な事故発生時には、速やかに管理者へ報告</p> <p><input type="checkbox"/> 指針で定められた報告すべき事例の範囲、報告手順等に従い事例を収集・分析</p> <p><input type="checkbox"/> 把握した問題点の改善策の企画立案及びその実施状況を評価し、職員へ情報を共有</p> <p><input type="checkbox"/> 背景要因及び根本原因を分析し、効果的な再発防止策等を含む改善策を策定</p> <p><input type="checkbox"/> 事故の報告は、診療録、看護記録等に基づき作成</p> <p><input type="checkbox"/> 医療事故等の発生報告件数(最近3ヶ月のアクシデント・インシデントの総数)</p> <table border="1" data-bbox="189 1469 1225 1570"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>月</th> <th>月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件</td> <td>件</td> <td>件</td> </tr> </tbody> </table> <p>医療事故(予期しない死亡・死産)が発生した場合には、以下の体制となっている。</p> <p><input type="checkbox"/> 管理者は遅滞なく医療事故調査・支援センターに報告</p> <p><input type="checkbox"/> 報告に当たっては、あらかじめ遺族に対し説明</p> <p><input type="checkbox"/> 原因を明らかにするために調査(医療事故調査)を実施</p> <p><input type="checkbox"/> 医療事故調査を終了した時は、結果を遅滞なく医療事故調査・支援センターに報告</p> <p><input type="checkbox"/> 報告を適切に行うために、死亡等の確実な把握のための体制を確保</p> <p><input type="checkbox"/> 発生した医療事故の再発防止策が院内に周知されるとともに、遵守されている。</p>	月	月	月	件	件	件	
月	月	月					
件	件	件					

6. 院内感染対策のための体制確保								
(1) 院内感染対策のための指針の策定 以下の内容を盛り込んだ、文書化した「院内感染対策のための指針」を策定している。 (指針の内容) <input type="checkbox"/> 院内感染対策に関する基本的な考え方 <input type="checkbox"/> 院内感染対策のための従業者に対する研修に関する基本方針 <input type="checkbox"/> 感染症の発生状況の報告に関する基本方針 <input type="checkbox"/> 院内感染発生時の対応に関する基本方針 <input type="checkbox"/> 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 <input type="checkbox"/> その他院内感染対策の推進に必要な基本方針	医療法施行規則1の11第2項第1号イ H19.3.30医政発第0330010号							
(2) 感染症の発生状況の報告その他院内感染対策の推進を目的とした改善策のための方策 <input type="checkbox"/> 院内の感染症の発生動向の情報を共有している。 <input type="checkbox"/> 重大な院内感染等が発生し、院内のみでの対応が困難な事態が発生した場合、又は発生したことが疑われる場合には、地域の専門家等に相談する体制が確保されている。 <input type="checkbox"/> 「院内感染対策のための指針」に即した院内感染対策マニュアルを整備している。		医療法施行規則1の11第2項第1号ニ						
(3) 院内感染対策のための研修の実施 <input type="checkbox"/> 研修を年2回程度実施、または、外部研修を年2回程度受講している。 <input type="checkbox"/> 研修の実施内容(開催又は受講日時、出席者、研修内容)を記録している。 <input type="checkbox"/> 直近2回の研修実施・受講日、内容及び参加者数を記入してください。		医療法施行規則1の11第2項第1号ハ H19.3.30医政発第0330010号						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>研修実施日</th> <th>研修内容(参加人数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 月 日</td> <td>(名)</td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td>(名)</td> </tr> </tbody> </table>	研修実施日	研修内容(参加人数)	年 月 日	(名)	年 月 日	(名)	
研修実施日	研修内容(参加人数)							
年 月 日	(名)							
年 月 日	(名)							

7. 感染性廃棄物の処理(医療行為等によって生じた廃棄物の処理)		
(1) 委託契約等 <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物の処理を委託している場合、委託契約書により契約を締結している。		廃棄物処理法第12条の2第5項、第6項
(2) 管理体制 <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物管理責任者を設置している。 (氏名: 資格:) <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物である旨を表示した容器により他の廃棄物と分別して収集・処分している。 <input type="checkbox"/> 使用後の注射器・針類・輸液ライン等は専用容器に捨てている。 <input type="checkbox"/> 保管場所は、関係者以外の者が容易に立ち入れないように表示や施錠等適切に管理している。 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正処理を確認している。		廃棄物処理法第12条の2第8項 廃棄物処理法施行令第6条の5第1項第1号 廃棄物処理法第12条の2第2項 廃棄物処理法第12条の3第1項

8. 清潔保持		
<input type="checkbox"/> 以下の内容のような取組みにより清潔を保持している。(全て該当の場合にチェック) ・医療機器・看護用具は定期的に点検している。・酒精綿及び容器は清潔を保持している。 ・再使用器具は適切に洗浄・滅菌・消毒している。・ディスプレイ器具は再使用していない。 ・手洗いの手技は正しく行い、手指消毒薬を用いている。・タオルは共用していない。		医療法20条
※以下は、歯科等を標榜する診療所のみチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 歯科用ハンドピースを含む歯科治療用器具・器材を患者ごとに交換・滅菌している。		H26.6.4医政歯発0604第2 歯科医療機関における院内感染対策について

9. 医薬品に係る安全管理のための体制確保	
<p>(1) 医薬品の使用に係る安全な管理のための責任者(医薬品安全管理責任者)の配置</p> <p><input type="checkbox"/> 医薬品安全管理責任者を配置している。</p> <p><input type="checkbox"/> 医薬品安全管理責任者は常勤職員である。</p> <p>医薬品安全管理責任者の資格をチェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 医師 <input type="checkbox"/> 歯科医師 <input type="checkbox"/> 薬剤師 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 歯科衛生士(主として歯科医業を行う診療所に限る)</p>	<p>医療法施行規則1の11第2項第2号 H19.3.30医政発第0330010号</p>
<p>(2) 従業者に対する医薬品の安全使用のための研修の実施</p> <p><input type="checkbox"/> 必要に応じて研修を実施している。</p> <p>(直近の院内研修実施日: 年 月 日 研修内容)</p>	<p>H19.3.30医政発第0330010号</p>
<p>(3) 医薬品の安全使用のための業務に関する手順書(医薬品業務手順書)の作成</p> <p>以下の内容を盛り込んだ、文書化した「医薬品業務手順書」を整備している。</p> <p>(手順書の内容)</p> <p><input type="checkbox"/> 医療機関で用いる医薬品の採用・購入に関する事項</p> <p><input type="checkbox"/> 医薬品の管理に関する事項(医薬品の保管場所、管理方法)</p> <p><input type="checkbox"/> 患者に対する医薬品の投薬指示から調剤に関する事項</p> <p><input type="checkbox"/> 患者に対する与薬や服薬指導に関する事項</p> <p><input type="checkbox"/> 医薬品の安全使用に係る情報の取扱い(収集、提供等)に関する事項</p> <p><input type="checkbox"/> 他施設(医療機関、薬局等)との連携に関する事項</p>	<p>H19.3.30医政発第0330010号第2の3(3)</p> <p>H19.3.30医政発第0330010号第2の3(3)① H19.3.30医政発第0330010号第2の3(3)② H19.3.30医政発第0330010号第2の3(3)③ H19.3.30医政発第0330010号第2の3(3)④ H19.3.30医政発第0330010号第2の3(3)⑤ H19.3.30医政発第0330010号第2の3(3)⑥</p>
<p>(4) 医薬品の安全使用のために必要な情報収集、その他の医薬品の安全使用を目的とした方策</p> <p><input type="checkbox"/> 医薬品の添付文書、医薬品製造販売業者、行政機関、学術誌等から情報を広く収集、管理している。</p> <p><input type="checkbox"/> 得られた情報のうち必要なものは、当該情報に係る医薬品を取り扱う従事者に、迅速かつ確実に周知徹底している。</p>	<p>H19.3.30医政発第0330010号第2の3(5)</p> <p>H19.3.30医政発第0330010号第2の3(5)</p>

10. 医薬品の取扱い	
<p>(1) 毒劇薬の管理</p> <p>※毒劇物を取り扱っている診療所のみチェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 毒薬又は劇薬を他の薬品と混置せずに区別して保管している。</p> <p><input type="checkbox"/> 毒薬を貯蔵配置する場所に施錠をしている。</p> <p><input type="checkbox"/> 毒薬及び劇薬の直接容器又は直接被包にそれぞれ表示をしている。</p>	<p>医薬品医療機器等法第48条第1項 医薬品医療機器等法第48条第2項 医薬品医療機器等法第44条</p>
<p>(2) 麻薬・覚せい剤原料の管理</p> <p>※麻薬・覚せい剤原料を取り扱っている診療所のみチェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 麻薬・覚せい剤原料は固定された鍵のかかる専用の保管庫に保管している。 麻薬:重量金庫、冷蔵庫内の施錠専用保管庫など 覚せい剤原料:重量金庫、鍵付きの引き出しなど</p> <p><input type="checkbox"/> 麻薬帳簿と麻薬現品の数量は一致している。</p> <p><input type="checkbox"/> 麻薬等を廃棄するときは、予め麻薬廃棄届等を提出している。</p> <p><input type="checkbox"/> 麻薬譲渡証は2年間保管している。</p>	<p>麻薬及び向精神薬取締法第34条</p> <p>麻薬及び向精神薬取締法第39条 麻薬及び向精神薬取締法第29条 麻薬及び向精神薬取締法第32条第3項</p>
<p>(3) 向精神薬の管理</p> <p>※向精神薬を取り扱っている診療所のみチェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 保管場所は、医療従事者が実地に盗難防止に必要な注意をしている場合以外は、鍵をかけた設備となっている。</p>	<p>麻薬及び向精神薬取締法施行規則第40条</p>

11. 医療機器に係る安全管理のための体制確保	
<p>(1) 医療機器の安全使用のための責任者(医療機器安全管理責任者)の配置</p> <p><input type="checkbox"/> 医療機器安全管理責任者を配置している。</p> <p><input type="checkbox"/> 医療機器安全管理責任者は常勤職員である。</p> <p>医療機器安全管理責任者の資格をチェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 医師 <input type="checkbox"/> 歯科医師 <input type="checkbox"/> 薬剤師 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 診療放射線技師</p> <p><input type="checkbox"/> 臨床検査技師 <input type="checkbox"/> 臨床工学技士 <input type="checkbox"/> 歯科衛生士(主として歯科医業を行う診療所に限る)</p>	<p>医療法施行規則1の11第2項第3号 H19.3.30医政発第0330010号第2の4(1)</p> <p>H19.3.30医政発第0330010号第2の4(1)</p>
<p>(2) 従業者に対する医療機器の安全使用のための研修の実施</p> <p><input type="checkbox"/> 当該医療機関で使用した経験のない新しい医療機器を導入する際には、当該医療機器を使用する予定の者に対する研修を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 実施内容について記録している。</p> <p>(直近の院内研修実施日: 年 月 日 研修内容)</p>	<p>医療法施行規則1の11第2項第3号イ H19.3.30医政発第0330010号第2の4(2)①</p> <p>H19.3.30医政発第0330010号第2の4(2)①</p>
<p>(3) 医療機器の保守点検に関する計画(保守点検計画)の策定及び保守点検の実施</p> <p>※医用X線CT装置、MRI装置などを保有している診療所のみチェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 保守点検計画を策定している。</p> <p>(策定している医療機器)</p> <p><input type="checkbox"/> 保守点検計画は、添付文書に記載されている保守点検に関する事項を参照している。</p> <p><input type="checkbox"/> 保守点検計画には、機種別に保守点検の時期等を記載している。</p> <p><input type="checkbox"/> 保守点検の実施状況、使用状況、修理状況、購入年等を把握し、記録している。</p> <p>(医療機器の保守点検を外部に委託している場合も含む。)</p> <p><input type="checkbox"/> 保守点検の実施状況等を評価している。</p>	<p>医療法施行規則1の11第2項第3号ロ</p> <p>医療法施行規則1の11第2項第3号ロ</p> <p>H19.3.30医政発第0330010号第2の4(3)①ア H19.3.30医政発第0330010号第2の4(3)①イ H19.3.30医政発第0330010号第2の4(3)②ア</p> <p>H19.3.30医政発第0330010号第2の4(3)②イ</p>
<p>(4) 医療機器の安全使用のために必要となる情報の収集、その他医療機器の安全使用を目的とした改善のための方策</p> <p><input type="checkbox"/> 医療機器安全管理責任者は、医療機器の添付文書、取扱説明書等の医療機器の安全使用・保守点検等に関する情報を整理し、管理している。</p> <p><input type="checkbox"/> 医療機器安全管理責任者は、医療機器の不具合情報や安全性情報等の安全使用のために必要な情報を製造販売業者等から一元的に収集し、当該医療機器に携わる者に適切に提供している。</p> <p><input type="checkbox"/> 医療機器安全管理責任者は、管理している医療機器の不具合や健康被害等に関する内外の情報収集に努めるとともに、診療所の管理者への報告等を行っている。</p>	<p>H19.3.30医政発第0330010号第2の4(4)①</p> <p>H19.3.30医政発第0330010号第2の4(4)②</p> <p>H19.3.30医政発第0330010号第2の4(4)③</p>

12. 検体検査の業務の適正な実施に必要な基準への適合	
<p>(1) 責任者の配置及び標準作業書等の整備</p> <p>検体検査の精度の確保に係る責任者として以下のいずれかの職種の者を配置している。</p> <p><input type="checkbox"/> 医師 <input type="checkbox"/> 歯科医師 <input type="checkbox"/> 臨床検査技師</p> <p>遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者として以下のいずれかの職種の者を配置している。</p> <p><input type="checkbox"/> 医師 <input type="checkbox"/> 歯科医師 <input type="checkbox"/> 臨床検査技師</p> <p>以下の標準作業書を作成している。</p> <p><input type="checkbox"/> 検査機器保守管理標準作業書 <input type="checkbox"/> 測定標準作業書</p> <p>以下の作業日誌、台帳を作成している。</p> <p><input type="checkbox"/> 検査機器保守管理作業日誌 <input type="checkbox"/> 測定作業日誌</p> <p><input type="checkbox"/> 試薬管理台帳 <input type="checkbox"/> 統計学的制度管理台帳 <input type="checkbox"/> 外部精度管理台帳</p>	<p>医療法第15条の2 医療法施行規則第9条の7第1号</p> <p>医療法施行規則第9条の7第2号</p> <p>医療法施行規則第9条の7第3号</p> <p>医療法施行規則第9条の7第4号、第5号</p>
<p>(2) 精度管理のための体制の整備</p> <p><input type="checkbox"/> 内部精度管理 <input type="checkbox"/> 外部精度管理調査の受検</p> <p><input type="checkbox"/> 検査業務従事者への必要な研修の実施</p>	<p>医療法施行規則第9条の7の2第1項、第3項</p>

13. 放射線管理 (対象:エックス線装置を有する診療所)	
(1) 管理区域 <input type="checkbox"/> 管理区域を設定し、その旨を示す標識を標示している。 <input type="checkbox"/> 関係者以外がみだりに入らないよう、注意事項を掲示し、また、必要に応じて柵を設ける等の措置を講じている。	医療法施行規則第30条の16第1項 医療法施行規則第30条の16第2項、同条の17
(2) 敷地の境界等 <input type="checkbox"/> 居住区域や敷地境界の線量を所定の線量限度以下にするための遮へい措置を講じている。 (3) 注意事項の掲示 <input type="checkbox"/> 患者用の注意事項を見やすい場所に掲示している。 例: 撮影室入り口廊下側 ・指示があるまで入室しないでください ・機械器具には手を触れないでください ・介助等で立ち入る場合は指示に従ってください ・妊娠又はその疑いがある方はスタッフまで申し出てください <input type="checkbox"/> 従事者用の注意事項を見やすい場所に掲示している。 例: 撮影室入り口操作室側 ・撮影又は透視中は扉を閉めること ・操作中に撮影室に入る場合は防護衣等を着用すること ・放射線測定用具を着用すること	医療法施行規則第30条の17 医療法施行規則第30条の13
(4) 標識・表示 <input type="checkbox"/> エックス線を取扱う診療室についてその旨を示す標識を標示している。 <input type="checkbox"/> エックス線装置を使用しているときは、エックス線診療室の出入口にその旨が表示されている。	医療法施行規則第30条の4～8の2 医療法施行規則第30条の20第2項第1項
(5) 従事者の被ばく防止の措置 <input type="checkbox"/> 従事する医師、診療放射線技師、看護師等は放射線測定器(ガラスバッジ等)を用いて測定し、被ばく線量が限度を超えないように管理している。	医療法施行規則第30条の18
(6) 障害防止措置 <input type="checkbox"/> エックス線装置に所定の障害防止の方法を行っている。	医療法施行規則第30条
(7) 通報連絡網の整備 <input type="checkbox"/> 事故発生に伴う連絡網、通報基準や通報体制を定め、職員に周知している。	医療法施行規則第30条の25
(8) 放射線量の測定保存 <input type="checkbox"/> エックス線装置の放射線量は6ヶ月に1回以上線量計で測定している。 <input type="checkbox"/> 記録は5年間保存している。	医療法施行規則第30条の22 医療法施行規則第30条の21
(9) 移動型エックス線装置の保管 <input type="checkbox"/> ポータブル装置は鍵のかかる保管場所や移動させられない措置を講じている。 (装置の保管場所:)	H13.3.12医薬発第188号第2(四)1(3)

<p>14. 検体検査 (微生物学的、免疫学的、血液学的、病理学的、寄生虫学的及び生化学的検査)</p>	<p>医療法第15条の2 医療法施行規則第9条の8</p>
<p><input type="checkbox"/> 検体検査の業務を委託している。 <input type="checkbox"/> 委託契約書により契約を締結している。 <input type="checkbox"/> 定期・必要な場合に業務確認をしている。 <input type="checkbox"/> 標準作業書、業務案内書により、受託者が基準に適合する者であるか確認している。</p>	<p>H5.2.15指第14号病院、診療所等の業務委託について H5.2.15健政発第98号 医療法の一部を改正する法律の一部の施行について</p>
<p>15. 滅菌消毒 (医療機器、医学的処置又は手術用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌消毒)</p>	<p>医療法第15条の2 医療法施行規則第9条の9</p>
<p><input type="checkbox"/> 滅菌消毒の業務を委託している。 <input type="checkbox"/> 委託契約書により契約を締結している。 <input type="checkbox"/> 定期・必要な場合に業務確認をしている。 <input type="checkbox"/> 標準作業書、業務案内書により、受託者が基準に適合する者であるか確認している。</p>	<p>H5.2.15指第14号病院、診療所等の業務委託について H5.2.15健政発第98号 医療法の一部を改正する法律の一部の施行について</p>
<p>16. 医療機器の保守点検 (医薬品医療機器等法第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器)</p>	<p>医療法第15条の2 医療法施行規則第9条の12</p>
<p><input type="checkbox"/> 医療機器の保守点検の業務を委託している。 <input type="checkbox"/> 委託契約書により契約を締結している。 <input type="checkbox"/> 定期・必要な場合に業務確認をしている。 <input type="checkbox"/> 標準作業書、業務案内書により、受託者が基準に適合する者であるか確認している。</p>	<p>H5.2.15指第14号病院、診療所等の業務委託について H5.2.15健政発第98号 医療法の一部を改正する法律の一部の施行について</p>
<p>17. 医療ガスの供給設備の保守点検 (医療用に供するガスの供給設備の保守点検業務)</p>	<p>医療法第15条の2 医療法施行規則第9条の13</p>
<p><input type="checkbox"/> 医療ガスの供給設備の保守点検の業務を委託している。 <input type="checkbox"/> 委託契約書により契約を締結している。 <input type="checkbox"/> 定期・必要な場合に業務確認をしている。 <input type="checkbox"/> 標準作業書、業務案内書により、受託者が基準に適合する者であるか確認している。</p>	<p>H5.2.15指第14号病院、診療所等の業務委託について H5.2.15健政発第98号 医療法の一部を改正する法律の一部の施行について</p>

18. 診療録の管理、保存	
<input type="checkbox"/> 診療録の記載は適切である。 記載内容:診療を受けた者の住所・氏名・性別・年齢、病名及び主要症状、治療方法(処方及び処置)、診療の年月日など <input type="checkbox"/> 診療録は5年間保存している。	医師法第24条第1項(歯科 医師法第23条第1項) 医師法施行規則第23条(歯 科医師法施行規則第22条) 医師法第24条第1項(歯科 医師法第23条第1項)

19. 個人情報の取扱い	
(1) 利用目的の公表 <input type="checkbox"/> 個人情報の目的を特定し、院内掲示などにより公表している。	} 個人情報保護法第20条、 H17.12.27医政発第 1227001号
(2) 安全管理措置 <input type="checkbox"/> 個人情報保護に関する規程を整備している。 <input type="checkbox"/> 個人情報(カルテ、パソコン等)の盗難・紛失などを防止するための措置を取っている。	
(3) 従業者への監督 <input type="checkbox"/> 職員に対し、離職後も含めた守秘義務を明示している。(誓約書、就業規則、雇用契約書等)	
(4) 開示 <input type="checkbox"/> 個人情報の開示手続きを定めている。	

20. 院内掲示等	
<input type="checkbox"/> 管理者・診療に従事する医師等の氏名は適切に表示している。 <input type="checkbox"/> 医師又は歯科医師の診療日・診療時間は適切に表示している。 <input type="checkbox"/> 掲示内容は入口、受付又は待合付近の見やすい場所にある。 <input type="checkbox"/> 診療所は敷地内全面禁煙、又は、特定屋外喫煙場所を設けている。	医療法第14条の2 医療法第14条の2 医療法施行規則第9条の3 健康増進法第25条の9

21. 防火・防災体制	
(1) 防火管理者及び消防計画 <input type="checkbox"/> 防火管理者を定め、消防署に届け出ている。 (防火管理者:) <input type="checkbox"/> 消防計画を整備し、消防署に届け出ている。	} H25.10.18医政発1018号第 17号病院等における防火・ 防災対策要綱について 消防法等により収容人員が 30人以上の場合は義務 (収容人員=従事者数+待 合室の床面積の合計を3㎡ で除した数)
(2) 消火訓練・避難訓練 <input type="checkbox"/> 消火訓練及び避難訓練をそれぞれ年2回以上実施している。	
(3) 防火・消火用の設備 診療所の規模に応じた防火・消火上必要な設備を整備している。 <input type="checkbox"/> 消火器(延面積150㎡以上) <input type="checkbox"/> 屋内消火設備(延面積700㎡以上) <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備(延面積300㎡以上) <input type="checkbox"/> 火災通報装置(延面積500㎡以上) <input type="checkbox"/> 非常ベル又は自動式サイレン (収容人数20人以上 ※自動火災報知設備がある場合は不要) <input type="checkbox"/> 誘導灯及び誘導標識 <input type="checkbox"/> 避難はしご、すべり台、救助袋、緩降機、避難橋のいずれか (収容人数20人以上:2階以上の階又は地階のいずれかで1つ)	} 医療法施行規則第16条第1 項第15号、第16号 H25.10.18医政発1018号第 17号病院等における防火・ 防災対策要綱について
(4) 診療用器具等の危害防止対策 <input type="checkbox"/> 電気プラグは時々抜いて、トラッキング現象防止のための適切な処置を講じている。	
(5) ガス設備の防災及び危害防止対策 <input type="checkbox"/> 医療用ガス設備の保守点検を行っている。(定期点検: 年 月) <input type="checkbox"/> 保守点検記録は保管している。	} 医療法施行規則第16条第1 項第1号 病院等における防火・防災 対策要綱について 医療法施行規則第16条第1 項第1号 H29.9.6医政発0906第3医 療ガスの安全管理について